

## 資料6 他自治体計画抜粋

## 調布市男女共同参画推進プラン（概要版）、指標

## 計画策定の趣旨

女性も男性も性別にかかわらず、すべての個人が喜びや責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、社会が一体となって取り組むべき重要な課題です。

調布市では、これまで、男女共同参画社会基本法に基づく計画として、4次にわたり男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

今後、人口減少局面や人口構造の変化、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大が社会や経済など多方面に大きな影響を及ぼす中、現行の調布市男女共同参画推進プラン（第4次）改訂版が令和3年度で最終年次を迎えることから、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や調布市の取組状況等を踏まえ、調布市男女共同参画推進プラン（第5次）を策定するものです。

## 男女共同参画を取り巻く国内外の動向

- 平成27年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年までに達成すべき17の目標と169のターゲットが定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、この目標の1つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。
- 国は、男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を改定し、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年度～令和7年度）を閣議決定しました。
- 東京都は、令和4年度から8年度までを計画期間とする「東京都男女平等参画推進総合計画」において、ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進、男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ、配偶者暴力対策の3つを施策の柱に位置付けました。

## 計画策定の視点

## (1) 固定的な性別役割分担の解消に向けた意識づくり

家庭生活や地域社会等のさまざまな分野における男女共同参画の意識づくり、行動変容につなげる計画

## (2) 社会環境の変化を踏まえた取組

新型コロナウイルス感染拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化、女性等に対する社会的・経済的な影響等を踏まえた諸課題への対応を図る計画

## (3) SDGsを踏まえた計画の推進

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、特に17の目標の1つである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成を目指す計画

## ■計画の策定に当たって

近年の男女共同参画を取り巻く社会環境の変化等を踏まえつつ、市民の皆様の御意見を把握し、策定の作業を進めました。

## 令和2年度

## 調布市男女共同参画に関する意識調査

## ○市民意識調査

- ・調査対象 調布市在住の18歳以上の男女
- ・標本数 3,000人
- ・回収率 47.3%

## ○事業所意識調査

- ・調査対象 市内事業所
- ・標本数 52社
- ・回収率 63.5%

調布市男女共同参画推進プラン

意識調査報告書

令和2年度

調布市

## 計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法，配偶者暴力防止法，女性活躍推進法に基づく計画
- 調布市男女共同参画推進プラン（第4次）と同プラン改訂版を継承・発展する計画
- 調布市基本計画，国の第5次男女共同参画基本計画，東京都男女平等参画推進総合計画の内容を踏まえる計画
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて，特に「ジェンダー平等を実現しよう」の達成を目指す計画



## 計画期間

- 計画期間は，令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間。社会環境の変化や本計画の進捗状況等を踏まえ，必要に応じて見直します。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	
期間	調布市男女共同参画推進プラン（第5次） （令和4（2022）年度～令和9（2026）年度 5年間）						見直し	次期プラン				

### 令和3年度

- 調布市男女共同参画推進センター運営委員会（学識経験者，関係機関の代表者，各種団体の代表者，公募市民等で構成）4回開催
- 調布市男女共同参画推進プラン推進協議会（庁内の関係部署の職員で構成）2回開催

- パブリック・コメント手続  
意見募集期間  
令和3年12月20日  
～令和4年1月21日



### 令和4年度以降

計画の推進

## 基本理念

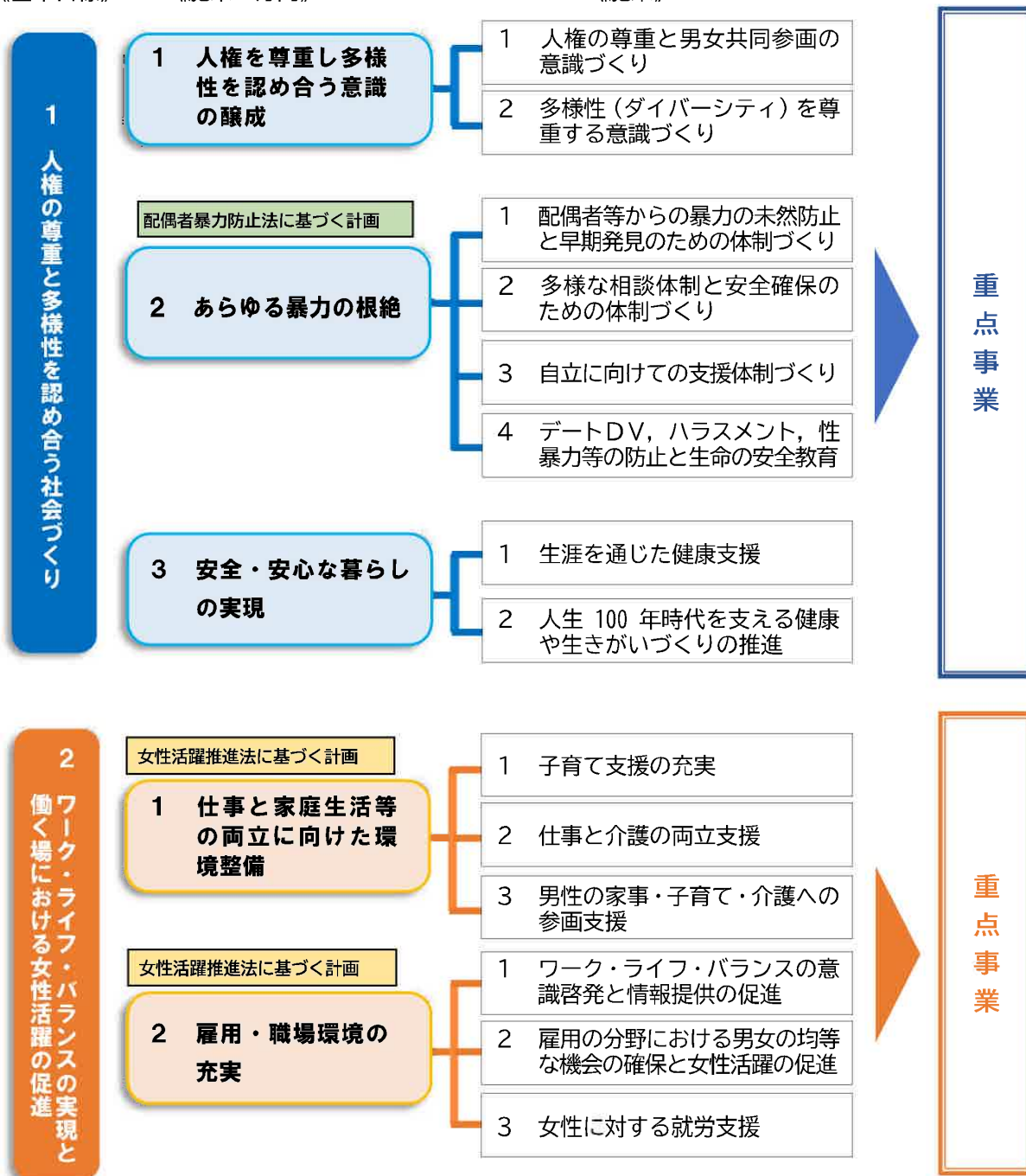
～未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布～

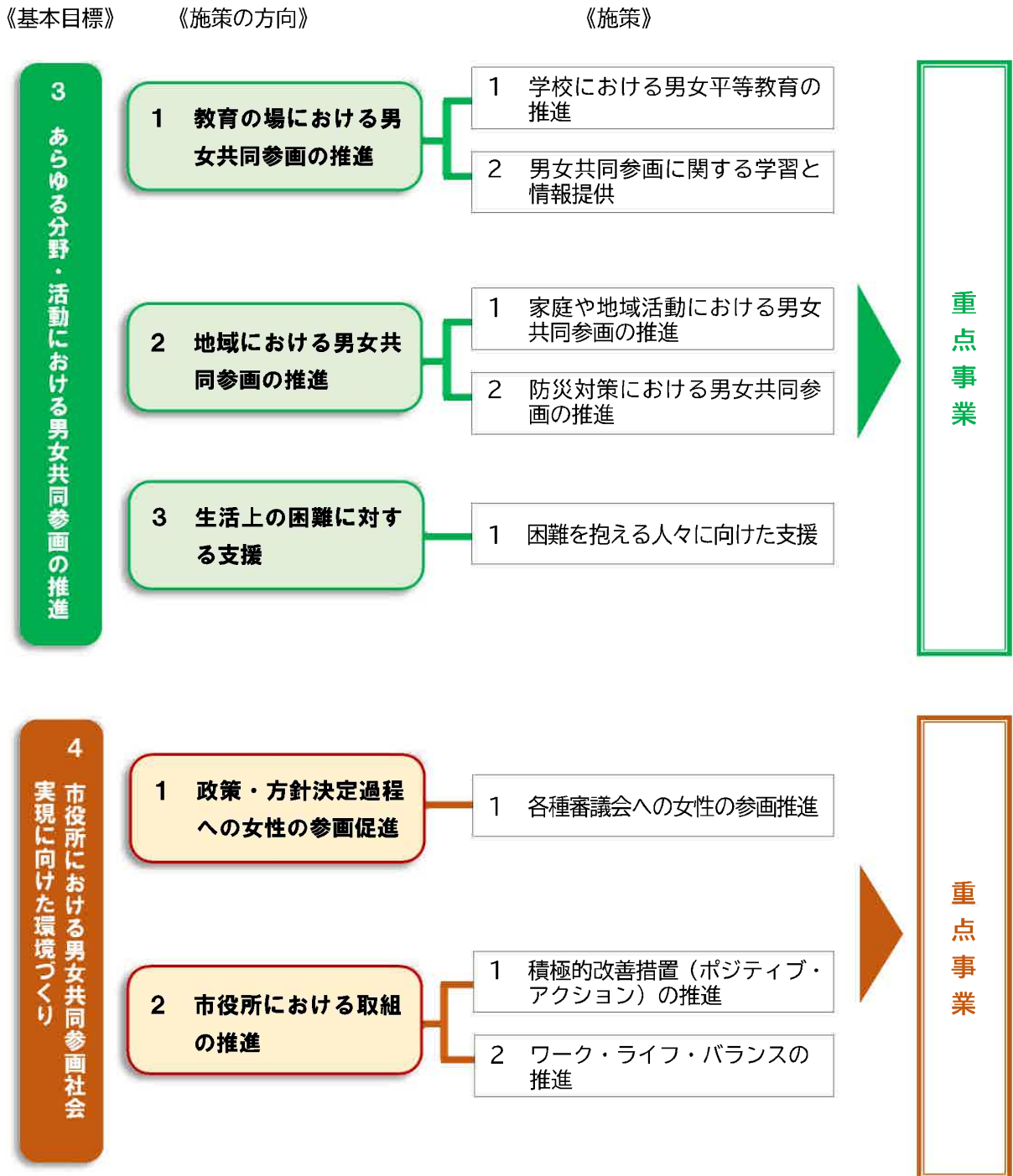
## 施策体系

《基本目標》

《施策の方向》

《施策》





## 基本目標 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり

男女がお互いの人権を尊重し、だれもが多様性を認め合い、社会のあらゆる分野において対等な立場で、一人ひとりの能力、個性を発揮できる社会の実現を目指します。

### ■施策の方向1 人権を尊重し多様性を認め合う意識の醸成

施策1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	施策2 多様性（ダイバーシティ）を尊重する意識づくり
主な事業	
人権教育の理解促進	だれもが市の活動に参加でき、互いに協力し合える関係づくり
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	多様な性における人権の尊重と理解促進

### ■施策の方向2 あらゆる暴力の根絶

施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見のための体制づくり	施策2 多様な相談体制と安全確保のための体制づくり
主な事業	
配偶者暴力の防止に対する意識の向上	女性のための相談事業の充実
配偶者暴力を発見し支援する立場にある人への研修の実施	配偶者暴力防止等対策ネットワーク会議による関係機関等との連携強化
施策3 自立に向けての支援体制づくり	施策4 デートDV、ハラスメント、性暴力等の防止と生命の安全教育
主な事業	
生活困窮者に対する支援の充実	デートDVに関する相談窓口の周知と意識啓発
就労に向けた支援の実施	性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の実施

### ■施策の方向3 安全・安心な暮らしの実現

施策1 生涯を通じた健康支援	施策2 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進
主な事業	
ライフステージに応じた性と生殖に関する情報の提供や講座の実施	健康づくり・介護予防の推進
妊娠・子育て等に必要な情報提供や講座の実施	

### ■評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値 (令和8年度)
家事・子育て・介護等の家庭内での役割は男女がともに担う必要があると思う市民の割合	70.5% (令和2年度)	75.0%
男女共同参画推進センターといったDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている市民の割合	39.7% (令和2年度)	50.0%
心身ともに健康だと感じている市民の割合	71.1% (令和2年度)	80.0%

## 基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進

一人ひとりが自身の希望する形で仕事と家庭・地域生活等の調和を図ることができるよう、男女が互いに協力して家事・子育て・介護を担う意識づくりとともに、多様で柔軟な働き方が選択できる環境づくりを促進します。

### ■施策の方向1 仕事と家庭生活等の両立に向けた環境整備

施策1 子育て支援の充実	施策2 仕事と介護の両立支援
主な事業	
子育て家庭への支援の充実	家族介護者の支援の充実
子育てサービスの多様化と充実	
施策3 男性の家事・子育て・介護への参画支援	
主な事業	
男性の家事・子育て・介護への参画を促す講座等の実施	



●家事シェアに関する講演会  
(男女共同参画推進フォーラム)

### ■施策の方向2 雇用・職場環境の充実

施策1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供の促進	施策2 雇用の分野における男女の均等な機会の確保と女性活躍の促進
主な事業	
ワーク・ライフ・バランスに関する相談の実施	労働相談の実施
多様な働き方の定着に向けた支援	男女平等な組織づくりの促進
施策3 女性に対する就労支援	
主な事業	
女性の就職、再就職を支援する講座等の実施	
女性の起業・創業への支援	



●女性のための起業セミナー

### ■評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値 (令和3年度)
今後も調布に住み続けたい理由として、調布のまちの魅力や個性・特色が「子育て環境が良い」と感じている市民の割合	11.6% (令和2年度)	20.0%
労働セミナーや就職面接会など、雇用・就職に向けた取組に対する市民満足度(女性のみ)	63.9% (令和2年度)	70.0%

### 基本目標3 あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進

だれもが心を通わせ合いながら，家庭生活や地域，学校教育の場など，社会のさまざまな活動に参加し，安心して生活できる環境づくりを推進します。

#### ■施策の方向1 教育の場における男女共同参画の推進

施策1 学校における男女平等教育の推進	施策2 男女共同参画に関する学習と情報提供
主な事業	
教職員への的確な研修の実施	男女共同参画に関する資料等の収集
	家庭における男女共同参画の促進

#### ■施策の方向2 地域における男女共同参画の推進

施策1 家庭や地域活動における男女共同参画の推進	施策2 防災対策における男女共同参画の推進
主な事業	
地域活動のネットワーク化の支援	男女共同参画の意識をもった人材の育成
地域コミュニティにおける男女共同参画の促進	

#### ■施策の方向3 生活上の困難に対する支援

施策1 困難を抱える人々に向けた支援
主な事業
子ども・若者の自立に向けた支援
ひとり親家庭への支援の実施



●人権教育にかかわる教職員の初任者研修

#### ■評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値 (令和8年度)
学校，家庭，地域それぞれの場において男女平等と感じている市民の割合	学校 60.7% 家庭 37.8% 地域 50.7% (令和3年度)	<b>学校70.0%</b> <b>家庭50.0%</b> <b>地域60.0%</b>
ひとり親家庭への生活・経済面の支援の市民満足度	64.6% (令和2年度)	<b>70.0%</b>



●男女共同参画に関する図書展示

## 基本目標 4 市役所における男女共同参画社会実現に向けた環境づくり

モデル事業所として市役所における取組を積極的に進め、職員が自分らしくいきいきと活躍できる組織・職場づくりを推進します。

### ■施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

#### 施策1 各種審議会への女性の参画推進

##### 事業

市の審議会、各種委員会への女性委員の登用の推進



●柔軟で多様な働き方  
勤務風景

### ■施策の方向2 市役所における取組の推進

#### 施策1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

#### 施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

##### 事業

職員の男女共同参画意識の向上  
男女がともに働きやすい職場づくり

市職員のワーク・ライフ・バランス実現に向けた意識啓発と働き方改革の推進

### ■評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値 (令和8年度)
市の審議会や委員会における女性の割合	33.4% (令和3年4月1日現在)	40.0%
市役所における課長職以上に占める女性職員の割合	15.7% (令和3年4月1日現在)	20.0%

「働き方改革」実施中

**調布市職員の働き方改革推進強化月間**

令和3年7月から10月まで

新型コロナウイルス感染症への対応に係る新しい働き方への移行を強化する機会として、非常時における業務継続とワーク・ライフ・バランス推進の2つの観点から、産別勤務・在宅勤務型テレワークの活用や業務の見直し等に資する働き方改革に重点的に取り組みましょう！

限られた時間で効率よく、より高い成果をあげる働き方を進めます！

担当 総務部人事課 電話042-481-7355・7356

●「調布市職員の働き方改革推進強化月間」の周知ポスター

### 女性の視点を市政へ

日頃から、調布市の市政に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

調布市では、社会状況やより広いニーズに合った効果・効率的な市民サービスの提供を目指し、市民・団体の皆様に各種の審議会や委員会等に参画いただいております。

近年、さらなる少子・高齢化や経済人口の減少などの課題もあり、これまで以上に女性にも男性にも暮らしやすいまちづくりが求められております。

そのため、各種委員会・審議会等においても、多様な視点での協議・検討が必要ですが、現在、女性委員の比率が約30%と低い状況にあります。

つきましては、より一層、女性の視点を市政に反映できるよう委員の御推薦の際に御配慮いただきますようお願いいたします。

平成27年10月 調布市長

長友重衛

●委員の推薦に関する市長メッセージ



## 重点事業

本計画では、4つの基本目標と7つの主要課題について、特に計画期間内に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」として位置付け、関連する施策を有機的に連動させ、計画総体として組織横断的に推進を図ります。

### 基本目標1 人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり

#### ■主要課題1 人権と多様性の尊重

市民一人ひとりが個人の能力、環境、個性について偏見をもつことなく、人権の大切さについて理解を深め、だれもが個性と能力を発揮することのできる社会の実現

#### ■主要課題2 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

重大な人権課題である配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力等について、地域全体であらゆる暴力の根絶に向けた取組、相談窓口の周知徹底、関係機関と連携した相談ケースに応じたきめ細かな支援

主要課題	重点事業
人権と多様性の尊重	人権教育の理解促進
	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発
	ライフステージに応じた性と生殖に関する情報の提供や講座の実施
配偶者等からの暴力（DV）の根絶	配偶者暴力の防止に対する意識の向上
	被害者の状況に応じた相談事業の実施

### 基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進

#### ■主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの実現

だれもが自分らしい生き方を選択し、子育てや介護等の家庭生活や趣味・地域活動など、自身の希望する形で個人の生活と仕事が両立できる社会の実現

#### ■主要課題4 女性の活躍推進

働くことを希望するすべての女性がライフステージに応じて、能力を十分に発揮できるよう、就労に関する情報提供や女性の起業、事業継続の支援

主要課題	重点事業
ワーク・ライフ・バランスの実現	子育て家庭への支援の充実
	子育てサービスの多様化と充実
女性の活躍推進	女性の就職、再就職を支援する講座等の実施
	女性の起業・創業への支援

### 基本目標3 あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進

#### ■主要課題5 あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進

成長過程における男女共同参画意識を育む男女平等教育を推進するとともに、家庭や地域活動、防災分野における男女共同参画の推進、あらゆる世代に向けた学習機会確保と情報提供

#### ■主要課題6 生活上の困難に対する支援

さまざまな生活上の困難に対する支援や相談について、関係機関や各団体等との連携により、男女共同参画の視点に立った安心して暮らせる環境づくり

主要課題	重点事業
あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進	教職員への的確な研修の実施
	家庭における男女共同参画の促進
	地域コミュニティにおける男女共同参画の促進
	男女共同参画の意識をもった人材の育成
生活上の困難に対する支援	女性のための相談事業の充実
	ひとり親家庭への支援の実施

### 基本目標4 市役所における男女共同参画社会実現に向けた環境づくり

#### ■主要課題7 市役所における推進体制の充実

市内モデル事業所として、働く場における男女共同参画の実現に向けた積極的な取組の推進

主要課題	重点事業
市役所における推進体制の充実	市の審議会、各種委員会への女性委員の登用の推進 男女がともに働きやすい職場づくり

#### 男女共同参画推進センターで実施している ～女性のための相談～

##### ●女性の生きかた相談（1回 50分・要予約）

##### ●女性の生きかた電話相談（予約不要） 専用▶ 042-443-1233

##### ●働く女性の人生相談（1回 50分・要予約）

自分自身のこと、家族のこと、職場や周りとの人間関係、夫や恋人からの暴力などの不安で悩んだとき、女性心理カウンセラーと一緒に考えます。

##### ●女性のための法律相談（1回 30分・要予約）

離婚、夫婦や親子のこと、女性への暴力、働くことをめぐるさまざまな悩みや疑問など法律上の問題でお困りのとき、弁護士が相談に応じます。

##### ●女性のヘルスケア相談（1回 40分・要予約）

育児中の悩み、思春期から更年期までの身体や性の悩みなどを助産師が相談に応じます。

##### ●女性のための仕事&生活サポート相談（1回 50分・要予約）

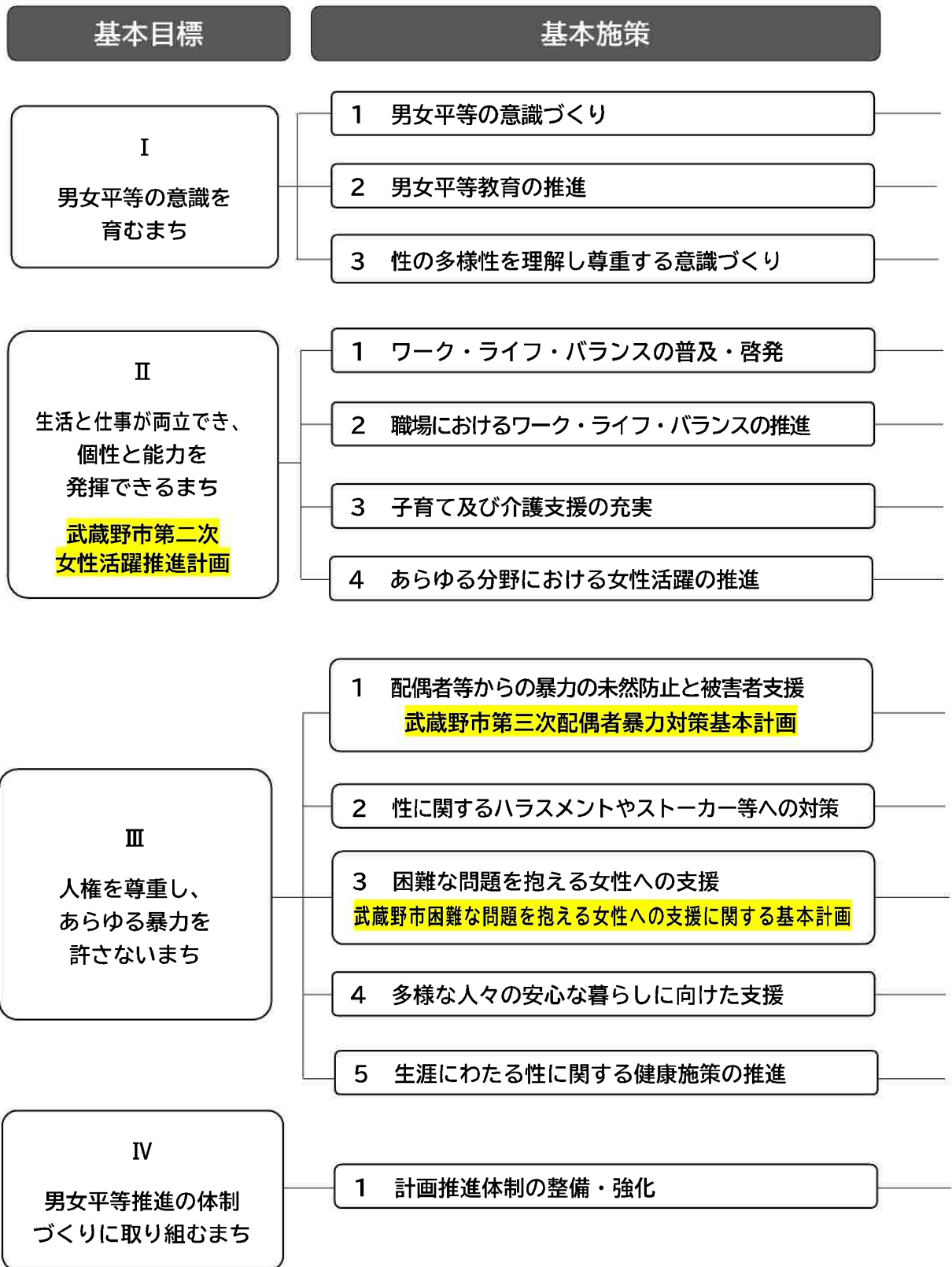
働きたいけれど子育てとの両立が心配、職場での人間関係に悩んでいる、キャリアアップしたいなど、働くことにかかわる悩みの解決にむけて、キャリアカウンセラーがお手伝いします。

## 1 指標及び目標の説明

基本目標	評価指標	目標値と把握するための調査など	目標設定の考え方
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり	家事・子育て・介護等の家庭内での役割は男女がともに担う必要があると思う市民の割合	75.0% (毎年度実施する調布市市民意識調査)	社会における固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、市民のうち、4人に3人が固定的な性別役割分担意識が解消されていると感じられることを目標とした。
	男女共同参画推進センターといったDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている市民の割合	50.0% (毎年度実施する調布市市民意識調査)	DV等の被害者の安全確保につなげることを目指し、女性を中心に、被害者の半数がDVに関する相談窓口を知っていることを目標とした。
	心身ともに健康だと感じている市民の割合	80.0% (毎年度実施する調布市市民意識調査)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、生涯にわたる健康支援を目指し、市民の8割が心身ともに健康だと感じられることを目標とした。
2 ワークライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進	今後も調布に住み続けたい理由として、調布のまちの魅力や個性・特色が「子育て環境が良い」と感じている市民の割合	20.0% (毎年度実施する調布市市民意識調査)	個人の生活と仕事が両立できる社会の実現に向け、子育て環境が整っている状況を目指し、現状値を上回る市民の5人に1人が、子育て環境が良いと感じられることを目標とした。
	労働セミナーや就職面接会など、雇用・就職に向けた取組に対する市民満足度（女性のみ）	70.0% (毎年度実施する調布市市民意識調査)	女性の活躍推進に向けて、働くことを希望する女性の就労等につなげることを目指し、雇用・就職に向けた取組に対する女性の市民満足度を現状の男性の水準まで引き上げることを目標とした。

基本目標	評価指標	目標値と把握するための調査など	目標設定の考え方
3 あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進	学校, 家庭, 地域それぞれの場において男女平等と感じている市民の割合	<b>【学校】</b> 70.0% <b>【家庭】</b> 50.0% <b>【地域】</b> 60.0% (毎年度実施する調布市市民意識調査)	あらゆる分野で男女平等を感じられる社会を目指し, 現状値を上回る割合として, 学校の場にあつては7割, 家庭の場にあつては5割, 地域の場にあつては6割の市民が平等と感じていることを目標とした。
	ひとり親家庭への生活・経済面の支援の市民満足度	70.0% (毎年度実施する調布市市民意識調査)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的な困窮等のさまざまな生活上の困難の解消を目指し, 7割のひとり親家庭が生活・経済面の支援に満足していることを目標とした。
4 市役所における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	市の審議会や委員会における女性の割合	40.0% (毎年度実績値)	第4次プラン改訂版に引き続き, 市の審議会や委員会への女性の登用を推進し, 女性の視点を市政に反映させることを目指し, 市の審議会や委員会への女性の割合を, 第4次プラン改訂版と同水準の4割とすることを目標とした。
	市役所における課長職以上に占める女性職員の割合	20.0% (毎年度実績値)	第4次プラン改訂版に引き続き, 女性職員を含めた多様な視点を政策決定過程に反映させることを目指し, 市役所における課長職以上に占める女性職員の割合を, 第七次特定事業主行動計画(令和元年度～令和4年度)と合わせ, 第4次プラン改訂版と同水準の2割とすることを目標とした。令和5年度からの計画の策定と合わせて見直しを予定。

## 4 計画の体系



### 施策(★は重点施策)

- (1) 男女平等の意識啓発 ★
- (2) 男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進

- (1) 性の多様性に関する理解の促進 ★

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 ★
- (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

- (1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組み

- (1) 子育て支援施策の充実 ★
- (2) 介護支援施策の充実

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進 ★
- (2) 女性の再就職支援・起業支援
- (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談事業の充実 ★
- (3) 安全の確保
- (4) 自立支援
- (5) 推進体制の整備

- (1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

- (1) 支援に関する周知及び啓発
- (2) 推進体制の整備 ★

- (1) ひとり親家庭等への支援 ★
- (2) 高齢者・障害のある方・ひきこもりの方への支援
- (3) 性的マイノリティ等への支援

- (1) 各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ★

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
- (2) 市民参加による男女平等の推進
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ★
- (5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知

## 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

### 基本施策1 男女平等の意識づくり

#### 現状と課題

本市では、男女平等の意識づくりのため、男女平等推進情報誌「まなこ」の発行や、図書館における関連図書展示等を通じて情報提供を行ってきました。また、男女共同参画週間に合わせて講演会等を実施する男女共同参画フォーラムを開催しています。

令和4（2022）年度に実施した「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、男女の地位の平等感についての質問に対し、「男女の地位は平等になっている」という回答が最も多いのは「学校教育の場で」4割程度、次いで、「地域社会（町会、自治会など）」、「家庭生活の場で」、「法律や制度の上で」となっています。「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した男性優遇側の回答は、「政治の場で」「社会通念・習慣・しきたりなどで」が8割、「社会全体で」、「職場で」、「法律や制度の上で」で5割を超えています（図表Ⅰ－1）。「家庭生活の場で」で「男女の地位は平等になっている」と回答したのは、男性（34.1%）が女性（17.9%）を大きく上回っています。また、同調査において「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対する意見を聞くと、男女ともに反対意見が6割を超え、平成29（2017）年に実施した調査結果よりも2割程度増えています。

性別等による固定的役割分担意識を持つ人は減ってきたとも考えられる一方で、男女の地位の平等感としては、様々な場面で男性が優遇されていると考える人が多く、平等だと感じている人は多くありません。引き続き男女平等の意識啓発を行っていく必要があります。

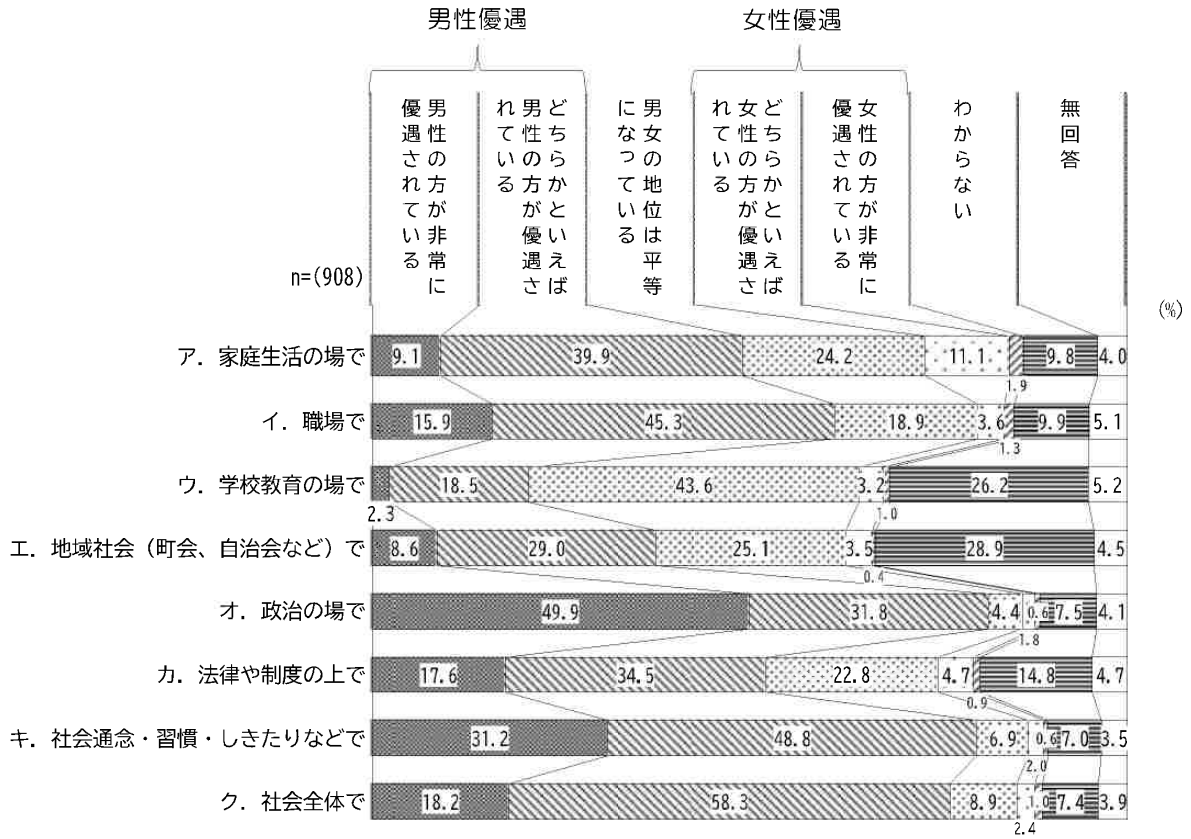
#### 施策の方向性

男女平等の意識を醸成するため、男女平等に関する多様な学びの機会を提供するほか、男女平等推進情報誌「まなこ」の効果的なあり方を検討する等、男女平等の意識啓発に取り組みます。

各種メディアで発信される情報のなかには、固定的な性別役割分担や人権侵害につながる表現等も存在します。こうした表現について、男女平等の視点から情報を主体的に読み解き、発信する能力を身に付けていけるよう、学びの機会を提供する等、男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上に取り組みます。

第3章 基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

図表 I-1 男女の地位の平等感(全体)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)



## 第3章 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

## 施策（1）男女平等の意識啓発（★）

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武蔵野地域五大学の協力を得て開催する講座等をはじめ、男女平等推進センター等の各種講座を開催する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター	市民	継続
2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
3	国際的理解を深めるための取組み	世界各国の女性の地位向上に関する取組みを周知する等、啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置する等啓発に努める。	図書館	市民	継続
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	第五次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げる。また、男女平等を推進するための情報誌として、より効果的な発行のあり方や発行方法について検討する。	男女平等推進センター	市民	継続

## 施策（2）男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
6	男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーを高めるための講座や教育の実施	武蔵野地域五大学等の協力を得て、講座や情報発信を行うほか、公立学校においては、デジタル・シティズンシップの育成を図る取組みを推進する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター 指導課	市民	継続
7	市の刊行物等における表現を適切に行うための取組み	市が発行する刊行物等について、「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」を活用し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	秘書広報課 男女平等推進センター	市	充実

# 1 前計画の目標値に対する達成状況

前計画の目標値に対する令和4（2020）年度の達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値		目標値	目標値に対する達成状況
		平成29 (2017)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和4 (2022)年度
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体（団体数）	11団体	10団体	15団体	減少 ⇨
基本目標Ⅱ 生活と仕事両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合（％）	57.1％	35.7％	70％	減少 ⇨
	市役所内の審議会等における女性委員の割合（％）	50.3％	49.4％※ <sup>1</sup>	50％	減少 ⇨
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数（時間）	213.2時間	181.5時間	150時間	改善 ⇨
	市役所内における女性管理職の割合（％）	11.4％	13.0％※ <sup>1</sup>	20％	改善 ⇨
	市役所内における男性の育児休業の取得率（％）	55.0％	88.2％	60％	達成 ○
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率（％）	95.0％	94.1％	100％	減少 ⇨
	病後児保育（人・か所数）	875人 2か所	423人日 3か所	3,840人日 3か所	減少 ⇨
	一時保育事業（幼稚園型）（人・か所数）	46,862人 13か所	62,830人 13か所	68,000人 13か所	改善 ⇨
	一時保育事業（その他）（人・か所数）	5,965人 6か所	5,515人 7か所	12,320人 7か所	減少 ⇨
	保育定員（認可保育所）（人・か所数）	1,902人 20か所	3,088人 37か所	2,991人	達成 ○
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	「DV防止法」を知っている人の割合（％）	35.0％※ <sup>2</sup>	19.1％	60％	減少 ⇨
	女性総合相談・法律相談を知っている人の割合（％）	16.7％※ <sup>3</sup>	8.6％	25％	減少 ⇨
	学校におけるデートDV防止出前講座（校数）	5校	1校	6校	減少 ⇨
	乳がん検診受診率（％）	14.4％	26.2％	50％	改善 ⇨
	子宮がん検診受診率（％）	34.7％	37.8％	50％	改善 ⇨
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	「男女平等の推進に関する条例」を知っている人の割合（％）	23.7％	31.6％	50％	改善 ⇨
	男女平等推進センターを知っている人の割合（％）	16.3％	15.2％	25％	減少 ⇨
	「まなこ」を知っている人の割合（％）	26.0％	19.5％	35％	減少 ⇨

※1 令和4（2022）年4月1日時点

※2 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合

※3 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

達成 ○	目標値に対して現状値（令和4（2022）年度）が達成している場合
改善 ⇨	目標値に対して未達成であるが、現状値（令和4（2022）年度）が現状値（平成29（2017）年度）に対して改善（上昇）している場合（目標値未設定の場合も含む）
減少 ⇨	目標値に対して未達成であり、現状値（平成29（2017）年度）に対して減少（下降）している場合

## 数値目標

## 2 目標値の設定

本計画で設定する目標値は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		令和4 (2022)年度	令和10 (2028)年度		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体（団体数）	10団体	13団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合（％）	35.7%	70%	男女平等に関する意識調査	人事課
	市役所内の審議会等における女性委員の割合（％）	49.4%※1	男女いずれの性も40%以上	男女平等推進計画推進状況調査	
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数（時間）	181.5時間	第三次特定事業主行動計画前期計画の数値目標を目標とする（令和6年度策定予定）	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における女性管理職の割合（％）	13.0%※1			
	市役所内における男性の育児休業の取得率（％）	88.2%			
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率（％）	94.1%			
	病後児保育（人・か所数）	423人 3か所	第六次子どもプラン武蔵野の数値目標を目標とする（令和6年度策定予定）	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
一時保育事業（幼稚園型）（人・か所数）	62,830人 13か所				
一時保育事業（その他）（人・か所数）	5,515人 7か所				
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	受けた暴力やハラスメントについて相談をしなかった人の割合（％）	66.7%	62%※2	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	女性総合相談を知っている人の割合（％）	9.8%	15%		
	むさしのにじいろ相談を知っている人の割合（％）	4.5%	10%	男女平等推進計画推進状況調査	健康課
	男女平等の視点に立った教育のための出前講座（回）	—	5回		
	乳がん検診受診率（％）	26.2%	32%※3	健康推進計画	
子宮がん検診受診率（％）	37.8%	46%※3			
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	武蔵野市パートナーシップ制度を知っている人の割合（％）	29.2%	35%	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	男女平等推進センターを知っている人の割合（％）	15.2%	25%		
	「まなこ」を知っている人の割合（％）	19.5%	30%		

※1 令和4（2022）年4月1日時点

※2 割合を下げることを目標とする

※3 令和11（2029）年度の目標値



## 9 計画の体系図

★=重点課題

目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	① 審議会等への女性の参画拡大 ② 女性職員のエンパワーメント支援 ③ 区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり
	2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	① 地域活動における男女平等・共同参画の促進 ② 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	① 事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ ② 女性の起業支援や就労支援
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	① 生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発 ② 教育の場での男女平等・共同参画の推進
	5 防災における男女平等・共同参画の推進	① 女性の視点を取り入れた防災施策の強化 ② 防災活動における男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	★1 仕事と生活の両立支援	① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進 ② 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援
	2 男性の家事・育児・介護への参加促進	① 男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発 ② 男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援
	3 子育て支援の充実	① 多様な子育てサービスの充実 ② ひとり親家庭に対する支援 ③ 地域ぐるみの子育て支援
	4 介護支援の充実	① 高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進 ② 地域における包括的な介護支援



★=重点課題		
目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
<b>3</b> 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	<b>1</b> 性差に関する意識の改革と理解促進	① 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上
	★ <b>2</b> 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	① 暴力の根絶に向けた意識啓発 ② 被害者に対する相談と支援の充実 ③ 関係機関や団体等との連携強化
	<b>3</b> 女性への暴力やハラスメントの根絶	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ② セクシュアルハラスメント等の根絶
	<b>4</b> 生涯を通じた包括的な健康支援	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進 ② 生涯にわたる健康保持・増進支援
	<b>5</b> 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	① 性の多様性の理解促進 ② 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消
<b>4</b> 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	<b>1</b> 計画の推進体制の強化	① 推進体制の充実 ② 拠点施設機能の充実
	<b>2</b> 計画の着実な進行管理	① 進捗状況の評価、改善
	★ <b>3</b> 区民、事業者等との連携	① 協働事業を通じた意識啓発
	<b>4</b> 国、東京都、他自治体との連携	① 国、東京都、他自治体との連携強化

□太枠内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

□二重枠内は、目黒区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とする。



## 10 課題別の指標

★=重点課題

課題解決の達成状況を確認するための指標（数値目標）です。

目 標 (大項目)	課 題 (中項目)	指 標	現状値 (※)	目標値
1 あらゆる分野における男女平等・ 共同参画の推進	★1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	38.7% (令和3(2021)年3月)	50%
	2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	33.7%	50%以上
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	13.6%	25%以上
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	57.0%	80%以上
	5 防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	—	50%以上
2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の 調和)の推進	★1 仕事と生活の両立支援	自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	—	50%以上
	2 男性の家事・育児・介護への参加促進	家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	10.9%	20%以上
	3 子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合	25.8%	15%以下
	4 介護支援の充実			
3 人権と性の多様性が尊重される 社会の形成	1 性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	76.1%	90%以上
	★2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	4.1%	ゼロ
	3 女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.0%	ゼロ
	4 生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合	47.7%	70%以上
	5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	—	50%以上



目 標 (大項目)	課 題 (中項目)		指 標	現状値 (※)	目標値
4 男女平等・共同参画及び 性の多様性の尊重を推進 する体制の強化	1	計画の推進体制の強化	区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	70.1%	60% 以下
			目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.3%	20% 以上
	2	計画の着実な進行管理			
	★ 3	区民、事業者等との連携	-	-	-
	4	国、東京都、他自治体との連携			

※特に記載があるもの以外は、「令和3年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の結果を集計した数値です。



## 目標（大項目） 1

### あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

日本では、総人口の51.4%<sup>1</sup>が女性であり、目黒区においても、総人口の52.8%<sup>2</sup>が女性です。あらゆる分野において男女平等・共同参画が進むことは、それぞれの取組や活動に様々な視点を取り入れられることを通じて、暮らしやすく、豊かで活力ある社会の実現につながります。

あらゆる分野において男女平等・共同参画を進めるためには、より多くの女性の参画や活躍の推進が必要です。SDGsにおいても、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定に完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

一方で、世界経済フォーラムが各国の男女格差を指数で表した「ジェンダー・ギャップ指数」(GGI)<sup>3</sup>では、令和3(2021)年3月に公表された指数で日本は156か国中120位と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも低い結果となっています。中でも、経済分野(117位)と特に政治分野(147位)の順位が低くなっています。

指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、実質的な機会の平等を果たすために極めて重要です。そのため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)<sup>4</sup>の推進等により、社会制度や慣行がいずれかの性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識<sup>5</sup>、偏見等に基づく格差の解消に取り組むことが求められています。区は、全ての人が、家庭、職場、地域などのあらゆる状況において共に責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる社会を目指して取組を推進します。

1 総務省「人口推計」[2021年8月1日現在(概算値)]

2 住民基本台帳[令和3年(2021)9月1日現在]

3 ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが各国の男女格差を経済、教育、健康、政治の4分野に分けて指数化したもので、0が完全不平等、1が完全平等を示します。

経済：給与、雇用数、管理職や専門職での雇用における男女格差

教育：初等教育や高等・専門教育への就学における男女格差

健康：出生時の性別比、平均寿命の男女差

政治：議会や閣僚など意思決定機関への参画、過去50年間の国家元首の在任年数における男女差

4 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号)。

5 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと(第5次男女共同参画基本計画)。





### ジェンダー・ギャップ指数 [令和3 (2021) 年] (抜粋)

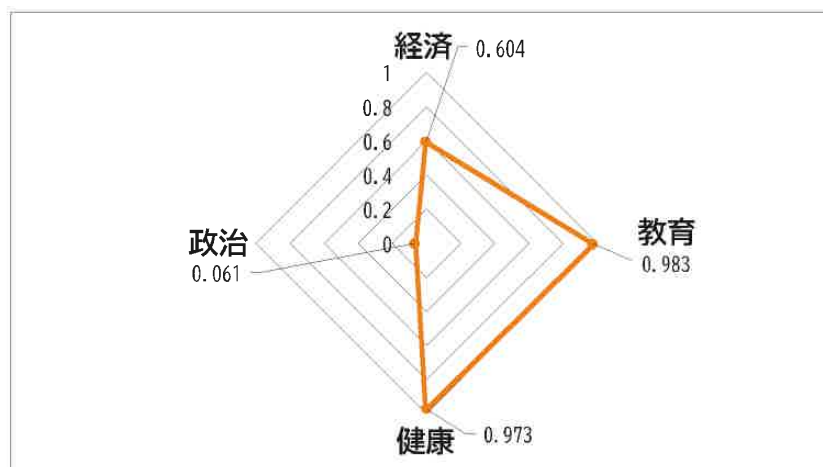
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.892	23	英国	0.775
2	フィンランド	0.861	24	カナダ	0.772
3	ノルウェー	0.849	29	デンマーク	0.768
4	ニュージーランド	0.840	30	米国	0.763
5	スウェーデン	0.823	31	オランダ	0.762
6	ナミビア	0.809	34	メキシコ	0.757
7	ルワンダ	0.805	41	スロベニア	0.741
8	リトアニア	0.804	46	エストニア	0.733
9	アイルランド	0.800	50	オーストラリア	0.731
10	スイス	0.798	55	ルクセンブルグ	0.726
11	ドイツ	0.796	59	コロンビア	0.725
12	ニカラグア	0.796	60	イスラエル	0.724
13	ベルギー	0.789	63	イタリア	0.721
14	スペイン	0.788	70	チリ	0.716
15	コスタリカ	0.786	75	ポーランド	0.713
16	フランス	0.784	77	スロバキア	0.712
17	フィリピン	0.784	78	チェコ	0.711
18	南アフリカ	0.781	98	ギリシャ	0.689
19	セルビア	0.780	99	ハンガリー	0.688
20	ラトビア	0.778	102	韓国	0.687
21	オーストリア	0.777	120	日本	0.656
22	ポルトガル	0.775	133	トルコ	0.638

(備考) 1. データは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」から引用。

2. 上位20か国及びOECD加盟国(37か国)を抽出。

出典：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

### 【日本のジェンダー・ギャップ指数 [令和3 (2021) 年]】





## 課題（中項目） 1-1

### 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進

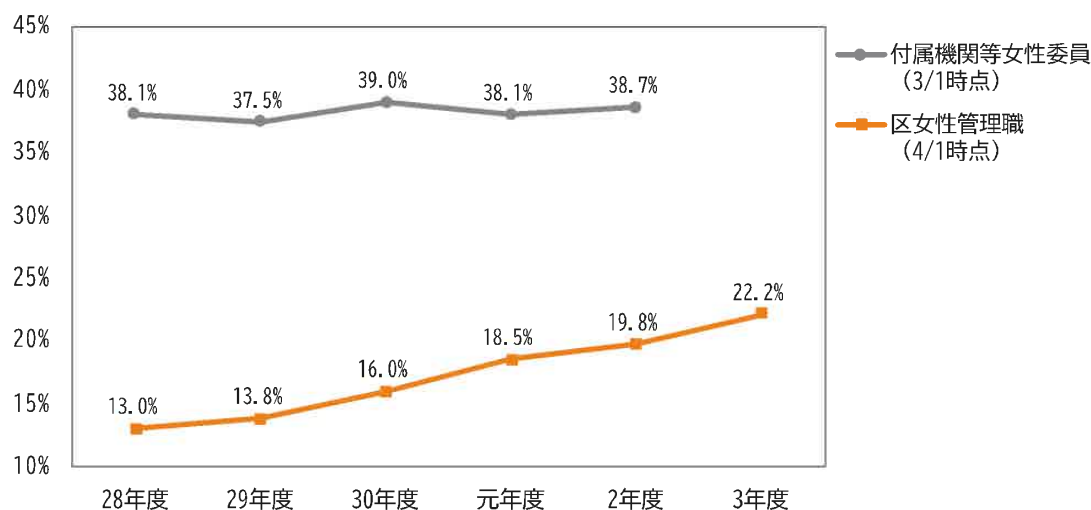
組織やコミュニティにおける意思決定過程に男女が均等に参画することは、男女が平等に共同参画する社会づくりの根幹を形成する要素であり、全ての取組の中でも特に重要です。

区では、前計画において、区が設置する附属機関や私的諮問機関の女性委員の割合を50%にすることを目標にしていたが、令和3（2021）年3月1日時点で38.7%であり、前計画期間中はわずかな上昇にとどまりました。一方で、区の女性管理職の割合は上昇を続けており、令和3（2021）年4月には20%を超えました。

政策形成及び意思決定過程における女性の参画拡大は、地道な取組の積み重ねで少しずつ前進してきました。本計画においても、この取組を継続させ、区の附属機関等の女性委員割合が目標の50%に近付くように、各種取組を推進します。

また、政府は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になるよう目指して取り組んでいます。区においても、引き続き、女性職員の意識啓発や人材育成に取り組む、女性管理職の割合の更なる向上を目指します。

【附属機関等の委員と区の管理職における女性割合の推移】



#### 課題別の指標（再掲）

指標	現状値	目標値
区が設置する附属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	38.7% (令和3(2021)年3月)	50%



### 施策の方向（小項目）①審議会等への女性の参画拡大

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
1	審議会などへの女性の積極的登用	女性委員50%の目標に向けて取組を進めるため、「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」を活用します。また所管課に女性委員の積極的な選出を依頼し、改選結果の報告を求めることで、女性の登用を促進します。	政策企画課 人権政策課 関係各課	継続
2	女性の人材活用	「男女共同参画人材情報データベース」（国立女性教育会館）や「はばたく女性人材バンク」（内閣府）などについて各課に周知し、女性の人材活用を進めます。	人権政策課	継続

### 施策の方向（小項目）②女性職員のエンパワーメント支援

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
3	女性職員に対する係長職昇任能力実証・管理職選考の受験促進	政策決定や組織運営の場に男女が参画できるよう、係長職昇任能力実証・管理職選考について、女性職員に積極的な受験を促します。	全課 (人事課)	継続
4	キャリア形成のための支援	全ての年代・性別・職層において、自身のキャリアビジョンを計画的に描けるように、昇任意欲醸成につながる研修のほか、年齢や職層にあったキャリア形成支援研修を実施します。	人事課	継続
5	女性管理職を増やすための仕組みづくり	区の特定事業主行動計画の内容を踏まえて、女性管理職を増やす仕組みづくりやキャリア形成支援を検討、実施します。	人事課	継続

### 施策の方向（小項目）③区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり

事業番号	事業名	事業概要	担当	区分
6	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	職務実態を踏まえて、性別に偏らない職員配置や職務分担を推進します。	全課 (人事課)	継続
7	情報提供と取組促進に向けた啓発	男女平等・共同参画審議会からの答申内容や、東京都・国からの連絡等、区職員の男女平等・共同参画意識を啓発するため、必要な情報提供を行います。	人権政策課	継続
8	男女平等・共同参画のための研修や職場づくり	区職員の男女平等・共同参画意識を醸成するとともに、女性職員が果敢にチャレンジできるよう、研修や職場づくりに向けた取組を行います。	人事課	継続

## 基本理念

互いを認め合い 一人ひとりの<sup>いろど</sup>彩りで  
よりよい未来を<sup>つむ</sup>紡ぐまち

本市は、互いを認め合うことで、一人ひとりの多様性が重なって彩りとなり、よりよい未来を作っていけるまちを目指して男女共同参画に関する取組を進めていきます。現在だけでなく、明るい未来を思い描けることで、住みよいまちになると考えています。

### 計画策定の趣旨

前計画である「第2次宮崎市男女共同参画基本計画(改訂版)」の計画期間が令和5年度で終了することから、近年の本市の実情や社会情勢を反映させた「第3次宮崎市男女共同参画基本計画」を策定しました。

### 計画の位置付け

男女共同参画社会基本法第14条第3項及び宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例第15条に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、市が実施する施策の基本的な方向性を示しています。

また、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

### 計画の期間

計画の期間は、「(仮称)第六次宮崎市総合計画」の中間となる年を終期とし、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

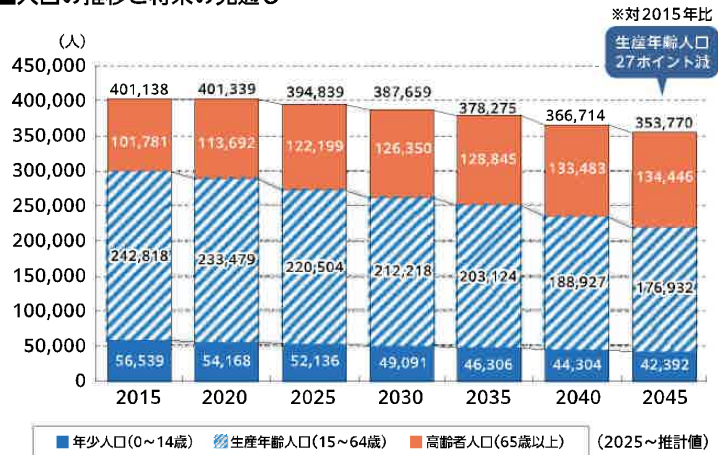
ただし、この間、社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 計画策定の背景(市の現状)

## 年齢3区分別人口の推移

2015年と比べて、2045年は生産年齢人口の割合が27ポイント減少することが見込まれており、就業者の需要が高まり、性別に関わりなく、仕事と家庭の両立が可能な環境が必要となります。

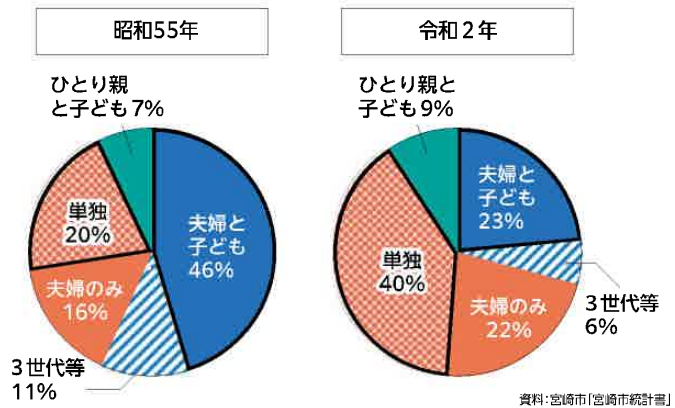
■人口の推移と将来の見通し



## 家族の姿

昭和55年から令和2年までの40年間で、夫婦と子ども世帯の割合は46%から半分の23%になり、単独世帯の割合が20%から2倍の40%に増加しています。

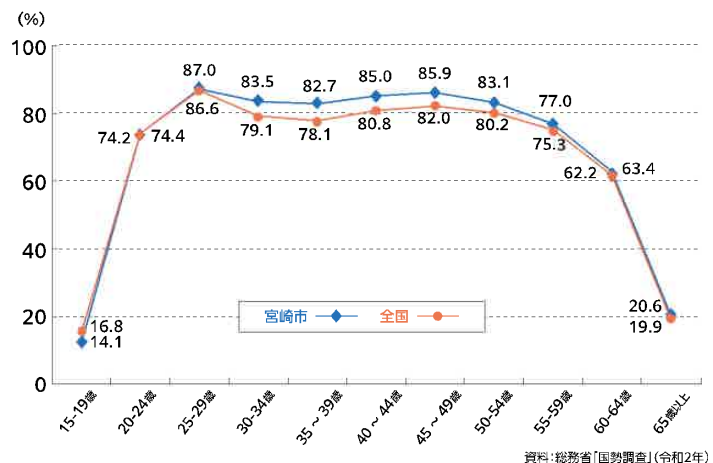
■世帯の家族類型



## 女性の労働力率

女性の労働力率は、結婚や出産が多い年代で一度減少し、育児が落ち着いた年代で再び上昇するM字カーブが見られていました。しかし、近年はM字カーブの谷間が浅くなる傾向があります。

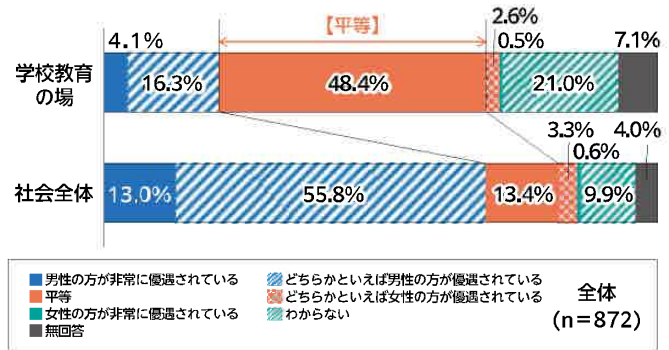
■女性の労働力比較(年齢別)



## 男女共同参画に関する意識

男女の地位が「平等」と回答した割合は「学校教育の場」が約半数(48.4%)で最も高く、「社会全体」においては、13.4%にとどまっています。

■分野別男女共同参画に関する意識

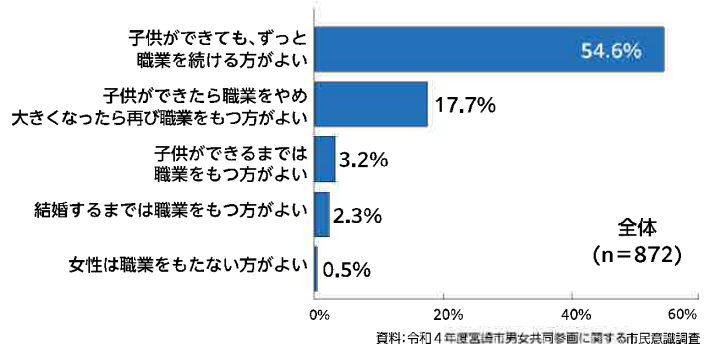


資料:令和4年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

## 女性の参画拡大・女性活躍

女性が職業をもつことについて、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と約半数(54.6%)が回答しており、「女性は職業をもたない方がよい」という回答は0.5%です。

■女性が職業をもつことについて

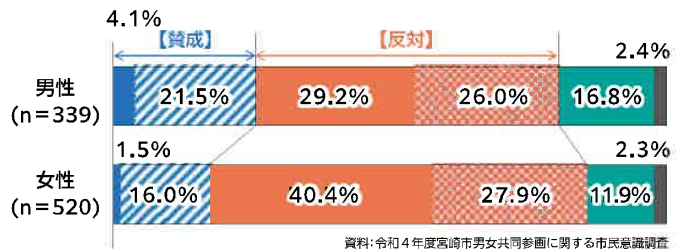


資料:令和4年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

## 固定的役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な役割分担の考え方について、男性の約6割(55.2%)、女性の約7割(68.3%)が反対(「反対」と「どちらかといえば反対」の計)しています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

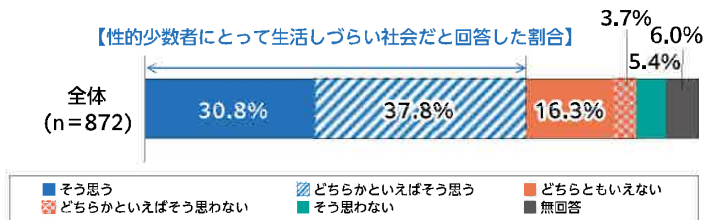


資料:令和4年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

## 性的少数者

本市における性的少数者の方の割合は8.5%(約12人に1人)でした。また、全回答者の約7割(68.6%)が、性的少数者にとって生活しやすい社会だと思っています。

■性的少数者(LGBTQ等)にとって生活しやすい社会だと思うか



資料:令和4年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

## DV

結婚経験のある方の約3割(29.0%)が「暴力等を受けた経験がある」と回答しており、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した割合が最も高くなっています。

### 配偶者などから暴力を受けた経験



### 配偶者などから暴力等を受けた時、どこ(だれ)にも相談しなかったと回答した割合



資料:令和4年度宮崎市男女共同参画に関する市民意識調査

## デートDV

交際経験のある方の約2割(20.5%)が「暴力等を受けた経験がある」と回答しており、その中で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した割合が約半数(50.9%)で最も多い現状が見られます。

### 交際相手から暴力を受けた経験



### 交際相手から暴力等を受けた時、どこ(だれ)にも相談しなかったと回答した割合

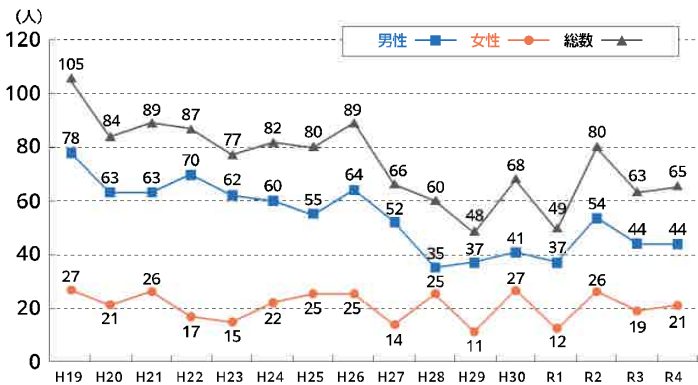


資料:令和4年度宮崎市男女共同参画に関する市民意識調査

## 心身の健康支援

本市の自殺者数は令和元年までは減少傾向となっていました。令和2年には80人と増加に転じ、令和4年も高止まりの傾向が続いています。また、すべての年において男性の方が多い現状が見られます。

### 宮崎市における自殺者数の推移

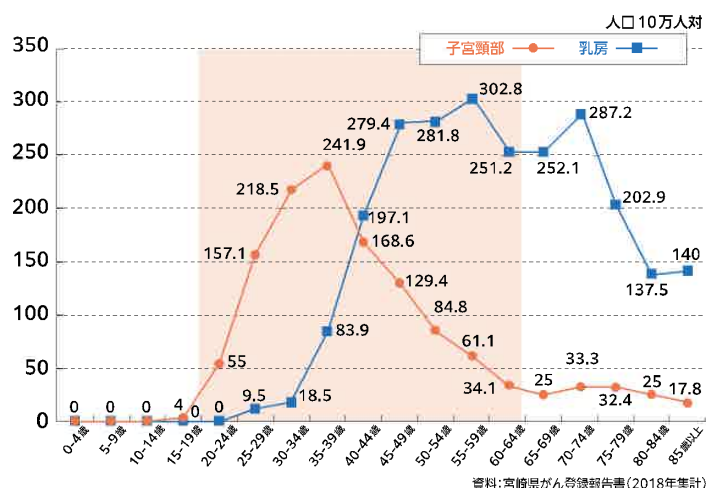


資料:厚生労働省「人口動態統計」

## 女性特有の疾病

子宮頸部の年齢階級別がん罹患率は、20歳代から増加し、30歳代後半が発症年齢のピークとなっています。また、乳房の年齢階級別がん罹患率は、30歳代から増加し始め、50歳代後半が発症年齢のピークとなっています。

### 子宮頸部及び乳房の年齢階級別がん罹患率(上皮内がんを含む)

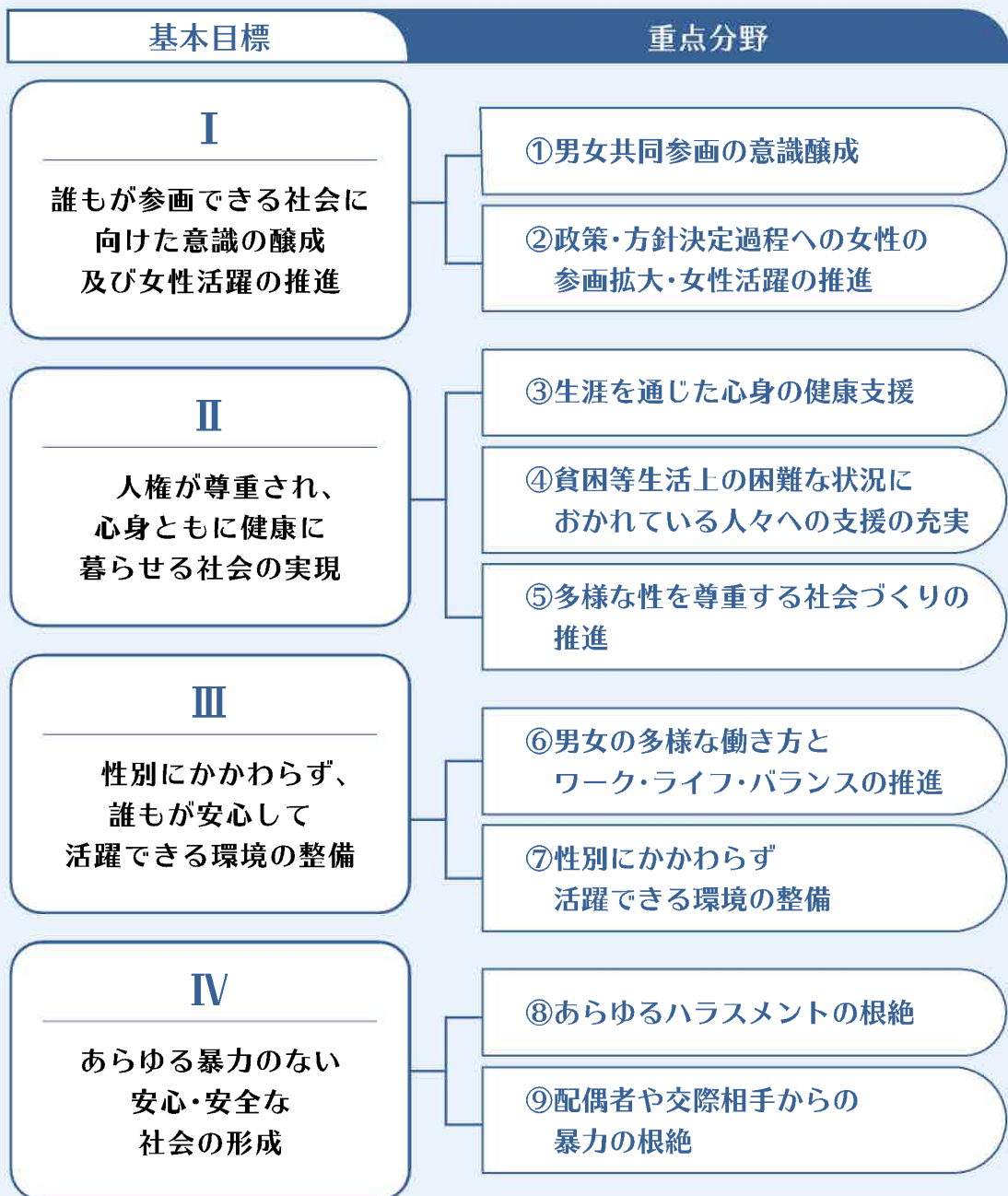


資料:宮崎県がん登録報告書(2018年集計)

## 基本理念

互いを認め合い 一人ひとりの彩りいろどで よりよい未来を紡つむぐまち

## 計画の体系



## 計画の推進

1. 計画の進捗管理及び実施状況の公表
2. 宮崎市男女共同参画センターの機能充実
3. 市民・地域・事業所・行政の連携と協働
4. 県・他市町村・関係機関・団体等との連携
5. 男女共同参画の推進に関する市の施策についての苦情申出制度





## 誰もが参画できる社会に向けた意識の醸成及び女性活躍の推進

### 重点分野 ①男女共同参画の意識醸成

社会全体において男女の地位が「平等」であると感じている割合が低いことから、更なる男女共同参画に関する広報・啓発の推進が求められます。そのため、宮崎市男女共同参画センター「パレット」での自主講座や講師派遣事業を、より多くの方に受講いただけるよう工夫していく必要があります。

併せて、家庭や学校、地域、職場等の幅広い場面において、男女共同参画に関する知識を得る機会を提供することが必要になると考えられます。

主要  
施策

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭・学校・地域・職場等における教育・学習・研修の推進

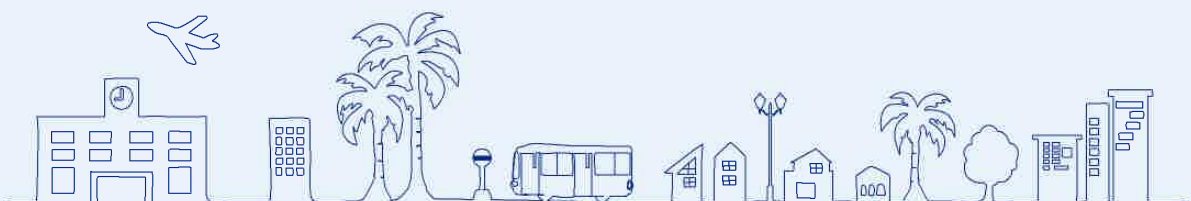
### 重点分野 ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大・女性活躍の推進

社会全体の持続的発展のために、女性が企業や行政の意思決定過程に参画していくことが必要であることから、女性活躍に関する意識改革のための取組が必要です。併せて、女性の就業継続・再就職促進のための支援や女性の視点からの地域づくり・防災対策の推進も進めていく必要があります。

主要  
施策

- (3) 女性活躍に関する意識改革のための取組の推進
- (4) 女性の就業継続・再就職促進のための支援
- (5) 女性の視点からの地域づくり・防災対策の推進

重点  
施策





## 人権が尊重され、心身ともに健康に暮らせる社会の実現

### 重点分野 ③生涯を通じた心身の健康支援

本市において、自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年かけがえのない命が失われています。健康に暮らしていくため、男女問わず心の健康に関する保持増進対策の推進が求められます。

また、女性特有の疾病である子宮頸がんや乳がんは、がん検診等による早期発見で重症化を防ぐことができ、特に子宮頸がんについては、子宮頸がん(HPV)ワクチン接種による予防効果が示されており、これらを踏まえ、エビデンスに基づく病気の予防・早期発見の推進を図ることが重要です。

主要  
施策

- (6)心の健康に関する保持増進対策の推進
- (7)女性特有の疾病及び妊娠・出産に関する健康支援

### 重点分野 ④貧困等生活上の困難な状況におかれている人々への支援の充実

国の第5次男女共同参画基本計画では、第6分野において「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」として、ひとり親家庭への養育費の支払い確保や、高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備をポイントとして掲げています。

本市においても、ひとり親家庭の自立支援の充実や貧困等生活上の困難に対する支援の充実が求められます。併せて、高齢者・障がい者・外国人等が増加していることから、これらの方が安心して暮らせる環境の整備も必要となります。

主要  
施策

- (8)ひとり親家庭の自立支援の充実
- (9)貧困等生活上の困難に対する支援の充実
- (10)高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

### 重点分野 ⑤多様な性を尊重する社会づくりの推進

約7割の方が性的少数者にとって生活しづらい社会だと感じています。本市では、パートナーシップ宣誓制度の導入や申請書、通知書等の性別欄削除等、様々な取組を行っています。令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことに伴い、今後も継続した啓発及び相談体制の整備を行い、社会全体への理解を促進していくことが求められます。

主要  
施策

- (11)多様な性に関する理解促進のための広報・啓発、教育の充実
- (12)性的少数者が安心して生活を送るための環境の整備

重点  
施策



## 性別にかかわらず、誰もが 安心して活躍できる環境の整備

### 重点分野 ⑥男女の多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

男女とも1/3以上(33.7%)が「仕事と家庭生活をともに優先したい」と思いながらも、男性は33.6%が仕事を優先しており、女性は33.5%が家庭生活を優先していることが明らかとなりました。このような状況であることから、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透のための事業を実施していくことが求められます。

また、男女の多様な働き方を推進するために、雇用における男女の均等な機会を確保していくことも重要となります。本市では、雇用環境を改善するため、宮崎市ワークライフバランス企業同盟数の増加に努めます。

主要  
施策

- (13)ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透のための事業の実施
- (14)雇用における男女の均等な機会の確保

### 重点分野 ⑦性別にかかわらず活躍できる環境の整備

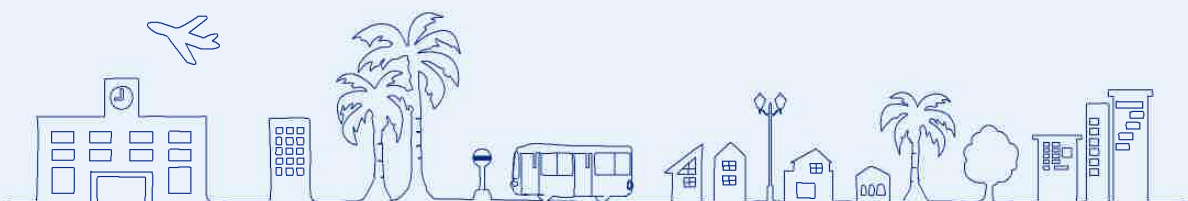
本市においても、固定的な性別役割分担意識が根付いている様子が伺えます。そのため、固定的な性別役割分担意識の解消を目指す広報・啓発を推進していく必要があります。

また、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加できるよう、性別にとらわれない子育てや介護等を行うための支援の充実も必要となります。

主要  
施策

- (15)固定的な性別役割分担意識の解消を目指す広報・啓発の推進
- (16)性別にとらわれない子育てや介護等の支援

重点  
施策





## あらゆる暴力のない安心・安全な社会の形成

### 重点分野 ⑧あらゆるハラスメントの根絶

本市では、ハラスメントに関する知識の広報・啓発を行い、意識の向上に努めていますが、現状は、相談できていない割合が高い傾向が見られました。そのため、さらなる広報・啓発を推進していく必要があります。

また、あらゆるハラスメントに関する相談体制を強化することで、ハラスメントを受けたとき、どこ(だれ)にも相談しなかった割合を減少させる必要があります。さらに男女共同参画センターでのハラスメントに関する講座等受講者数を増加させていくことが求められます。

主要  
施策

- (17)ハラスメントに関する広報・啓発の推進
- (18)あらゆるハラスメントに関する相談体制の強化

### 重点分野 ⑨配偶者や交際相手からの暴力の根絶

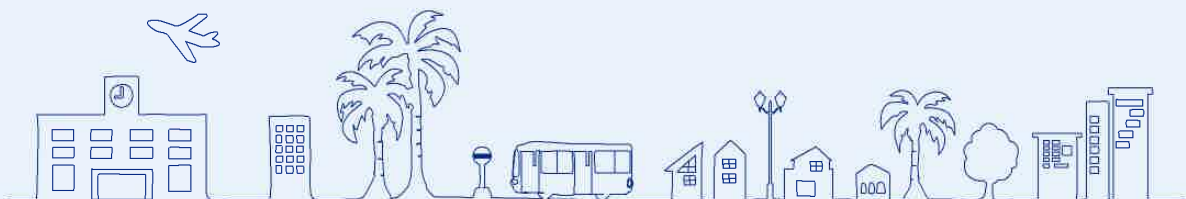
DV・デートDVを受けた際、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した割合が高いことから、DV・デートDVに関する知識の広報・啓発の推進が求められます。そのうえで、関連部署や関連機関と連携した相談体制及び保護体制の強化が必要となります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正に伴い、身体的暴力だけでなく精神的暴力(心理的攻撃)に関しても、周知及び支援を強化し、配偶者及び交際相手からの暴力の根絶を目指します。

主要  
施策

- (19)DV・デートDVに関する広報・啓発の推進
- (20)DV・デートDVに関する相談体制・保護体制の強化
- (21)性犯罪・性暴力防止のための取組の推進

重点  
施策



指標項目	策定時		目標値	
	数値	年度	数値	年度
<b>基本目標Ⅰ 誰もが参画できる社会に向けた意識の醸成及び女性活躍の推進</b>				
<b>重点分野① 男女共同参画の意識醸成</b>				
「社会全体において男女の地位は平等になっている」と回答した人の割合	13.4%	4	50%	11
男女共同参画センター自主講座受講者数	912人	4	1,200人	11
男女共同参画センター講師派遣事業受講者数	852人	4	1,050人	11
<b>重点分野② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大・女性活躍の推進</b>				
市が設置する審議会、委員会等における女性委員の割合	29.9%	4	40%	11
市役所職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(消防局は除く)	18.6%	5	22%	6
地域や職場等において、女性が活躍していると思う人の割合	—	—	増加	11
宮崎市における雇用者のうち、女性の正規職員・従業員の割合	38.5%	2	増加	7
<b>基本目標Ⅱ 人権が尊重され、心身ともに健康に暮らせる社会の実現</b>				
<b>重点分野③ 生涯を通じた心身の健康支援</b>				
自殺死亡率(人口10万人当たり) ※年度(4~3月)ではなく暦年(1~12月)	16.3%	4※	11.5以下	10※
国保加入者における子宮頸がん検診受診率(20~69歳)	21.2%	4	24.7%	11
国保加入者における乳がん検診受診率(40~69歳)	15.9%	4	19.4%	11
子宮頸がん(HPV)ワクチンを接種したことのある中学校1年生女子の割合	7.3%	4	70%	11
<b>重点分野④ 貧困等生活上の困難な状況に置かれている人々への支援の充実</b>				
高等職業訓練促進給付金受給者における就職率	100%	4	100%	11
生活保護世帯における高等学校等進学率	94.2%	4	97%	11
障がい者施策に関する情報が行き届いていると感じている障がい者の割合	25.5%	3	60%	11
<b>重点分野⑤ 多様な性を尊重する社会づくりの推進</b>				
性的少数者に関する中学校向け講演会を受講したことのある中学生の割合(市立中学校に限る)	29%	4	100%	11
性的少数者(LGBTQ等)の方々にとって生活しづらい社会だと思う人の割合	68.6%	4	減少	11
<b>基本目標Ⅲ 性別にかかわらず、誰もが安心して活躍できる環境の整備</b>				
<b>重点分野⑥ 男女の多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進</b>				
「仕事と私生活をともに充実できている」と回答した人の割合	—	—	増加	11
宮崎市ワークライフバランス企業同盟数	24社	4	44社	11
市男性職員の育児休業取得率(①市長部局等②教育委員会・上下水道局・消防局)	25%	4	①85%(1週間以上) ②50%	11
<b>重点分野⑦ 性別にかかわらず活躍できる環境の整備</b>				
ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用者数	12,032人	4	12,840人	11
「夫は仕事、妻は家庭」という性別による固定的役割分担に「反対」もしくは「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	63.1%	4	80%	11
<b>基本目標Ⅳ あらゆる暴力のない安心・安全な社会の形成</b>				
<b>重点分野⑧ あらゆるハラスメントの根絶</b>				
男女共同参画センターでのハラスメントに関する講座等受講者数	35人	4	100人	11
ハラスメントを受けたとき、どこ(だれ)にも相談しなかった割合	38.8%	4	減少	11
<b>重点分野⑨ 配偶者や交際相手からの暴力の根絶</b>				
デートDV講座を受講したことのある中学生の割合(市立中学校に限る)	58%	4	100%	11
DV・デートDVを受けたとき、どこ(だれ)にも相談しなかった割合	56.3% 50.9%	4	減少	11
<b>推進体制</b>				
男女共同参画センターの認知度	27.1%	4	50%	11